

○大阪電気通信大学公的研究費不正使用防止推進委員会規程

平成26年12月2日

制定

最近改正 平成30年1月9日

(目的)

第1条 この規程は、大阪電気通信大学公的資金による研究費の取扱いに関する規則に定める公的研究費による研究活動に関し、法令、当該研究費規定、法人の寄附行為若しくは学内諸規則に違反する行為又はその恐れのある行為を防止する体制を整備し、もって本学における健全な研究活動の発展に資することを目的とする。

(組織)

第2条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者を長とする研究費不正使用防止推進委員会を設置する。

(役割)

第3条 研究費不正使用防止推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 前号に基づき不正防止計画を作成・推進し、関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) 本学職員の行動に関する規範の浸透を図るための方策を推進すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織の構成)

第4条 委員会は、次の各号の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学事務局長
- (4) 研究科長
- (5) 学部長
- (6) 共通教育機構長
- (7) 研究機構長(研究所長又は研究施設長の中から学長が指名した1名)
- (8) 研究連携推進センター長
- (9) 四條畷事務部長
- (10) 大学事務局次長

- (11) 大学事務局研究支援室長
- (12) 学長が指名する職員
- (13) その他、学長が必要に応じて指名する専門的知識を有する学外者
(職務)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長とし、最高管理責任者とする。最高管理責任者は、本学を統括し、競争的資金等の管理・運営について最終責任を負う。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、以下に定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、本学全体を統率する。
- 3 副委員長は副学長とし、最高管理責任者を補佐する。
- 4 統括管理責任者は大学事務局長とする。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制の責任者として、競争的資金等の運営・管理について責任を負い、最高管理責任者の下、下記の職務を行う。
 - (1) 基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施する。
 - (2) 実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。
 - (3) 不正防止を図るため、コンプライアンス教育を実施する。
- 5 研究科長、学部長、共通教育機構長、研究機構長、研究連携推進センター長、四條畷事務部長及び大学事務局次長をして、コンプライアンス推進責任者とする。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、下記の職務を行う。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の受講状況を管理監督する。また内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
 - (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 6 大学事務局研究支援室長、大学事務局庶務課長、大学事務局会計課長及び四條畷事務部庶務会計課長をして、コンプライアンス推進副責任者とする。コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、日常的な下記の職務を行い、状況をコ

ンプライアンス推進責任者に報告する。

- (1) 具体策の実施
 - (2) コンプライアンス教育の受講管理・指導
 - (3) モニタリング・改善指導
- (不正防止計画の策定及び実施)

第6条 最高管理責任者は、不正防止計画案を統括管理責任者へ提示する。

- 2 統括管理責任者は、不正防止計画を実施し、事業年度ごとに実施状況を調査し、最高管理責任者へ報告しなければならない。
 - 3 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施計画を策定し、実施し、状況を統括管理責任者へ報告しなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、本学における実施状況を把握し、必要に応じて改善を指示する。
- (研究活動のルールに関する相談窓口)

第7条 本学における公的研究費に係る使用ルール及び事務手続について本学内外からの相談を受ける窓口を置く。

- 2 相談窓口は、大学事務局研究支援室とする。
 - 3 相談窓口は、本学における公正な研究遂行のための適切な支援を行う。
- (公益通報窓口)

第8条 公的研究費の不正な使用等の公益通報窓口は法人内部監査室とする。

(内部監査)

第9条 法人内部監査室は学校法人大阪電気通信大学公益通報等に関する規則に基づき、内部監査を行う。内部監査の結果、不正行為と認定された場合は、学校法人大阪電気通信大学就業規則に則り懲戒処分、氏名の公開を行うものとし、私的流用等、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟を行う。

(告発等の取扱い)

第10条 最高管理責任者は告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置及び調査)

第11条 最高管理責任者が調査を必要と判断した場合は、調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査す

る。

2 調査委員会は、次の各号の者をもって組織する。

- (1) 被告発者の所属する学部長等
- (2) 被告発者の所属する学科等から1名
- (3) 大学事務局長
- (4) 学長が指名する学外有識者

3 前項第4号の委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第12条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第13条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第14条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議することとする。

2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(会計関係規程の適用)

第15条 公的研究費の執行及び管理に当たっては、当該公的研究費規則の他、本学の会計関係規則を適用する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

2 研究費不正使用防止推進委員会の事務は、法人内部監査室及び担当課の協力を得て、大学事務局研究支援室において処理する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規則は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。